壬生町政だより

40年 2月号

No. 74
毎月1回発行
発行所 栃木県壬生町役場
印刷所 株式会社 新生社

諸統計 より

人口統計

	昭和40年2月1日現在	対前月比
総人口	24,001人	28人増
男	11,727人	7人〃
女	12,274人	21人〃
世帯数	4,668世帯	12世帯増

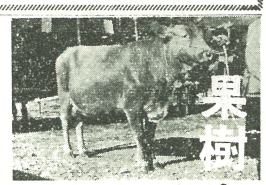

果樹・畜産などが伸る 壬生町の農業

昨年の作付状況から

この主要作物の作付状況調査は毎年、秋冬作については二月一日現在、春夏作については七月一日現在をもって、作物別に実作を調査したもので、県、町農業行政指導等の資料としています。

昭和三十九年度の概要は、この規則を守ってもらうということです。

この条例の目的は美観風致の維持と公衆に対する危害防止という点です。広告物を出したり、掲示したりするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければ屋外広告物を出せないことになりました。詳しくは土木事務所でご相談下さい。

昭和39年度地区別主要農産物作付状況集計表 （単位反）

地区別		農家戸数	耕地面積 田	耕地面積 畑	水稲	陸稲	大麦	ビール麦
壬生南	生業飼	870	2,686.7	5,265.5	2,686.7	2,275.7	1,059.9	3,276.4
	稲作	969	4,882.8	4,618.1	4,882.8	1,939.9	1,402.0	3,659.7
	兼業	917	3,463.9	8,458.5	3,463.9	3,458.6	432.3	3,661.7
	計	2,656	11,033.4	18,342.1	11,033.4	7,669.2	2,894.2	10,597.8

地区別		小麦	なたね	甘藷	馬鈴薯	落花生	そ菜	雑穀
壬生南	生業飼	1,104.9	0.3	211.6	150.8	447	912.6	143.1
	稲作	1,960.1	0.9	147.1	148.3	235	1,136.5	141.4
	兼業	2,498.2	1.5	259.3	143.5	950	1,787.2	76.5
	計	5,563.2	2.7	618.0	442.6	1,632	3,836.3	361.0

地区別		特殊作物 大麻	特殊作物 煙草	特殊作物 干瓢	特殊作物 桑	果樹 梨	果樹 ぶどう	果樹 もも	家畜 乳牛	家畜 和牛	家畜 馬	家畜 豚	家畜 鶏
壬生南	生業飼	20.9	43.4	709.5	79.4	61.2	9.9	21.6	116	462	11	310	9,511
	稲作	128.9	17.6	362.1	29.7	4.8	3.3	0.5	44	535	43	174	5,472
	兼業	—	20.6	1,109.1	33.0	43.5	2.7	7.7	21	617	85	476	14,548
	計	149.8	81.6	2,180.7	142.1	109.5	15.9	29.8	181	1,614	139	960	29,531

昨年の作付状況調査では、秋冬作については二月一日現在、春夏作については七月一日現在をもって、作物別に実作を調査したもので、県、町農業行政指導等の資料としています。

昭和三十九年度の概要は、この規則を守ってもらうということです。

この条例の目的は美観風致の維持と公衆に対する危害防止という点です。広告物を出したり、掲示したりするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければ屋外広告物を出せないことになりました。詳しくは土木事務所でご相談下さい。

この条例で壬生町全地区が県の許可を受けなければ屋外広告物を出せないことになりました。詳しくは土木事務所でご相談下さい。

屋外広告物は許可を受けてから

栃木県では九月の県議会で「屋外広告物条例」の改正を行ない今度屋外広告物については、この規則を守ってもらうということです

この条例の目的は美観風致の維持と公衆に対する危害防止という点です。広告物を出したり、掲示したりするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければ屋外広告物を出せないことになりました。詳しくは土木事務所でご相談下さい。

この条例で壬生町全地区が県の許可を受けなければ屋外広告物を出せないことになりました。詳しくは土木事務所でご相談下さい。

防塵舗装できる

藤井街道（壬生笹原線）

栃木土木事務所壬生派所管内で昭和三十九年度の事業として実施された壬生笹原線が完成しました。

藤井街道の東武線踏切から藤井橋の間約六三〇メートルを防塵処理工事（簡単な舗装）で出来あがったものです。

これで生徒達の足も軽くなったことでしょう。

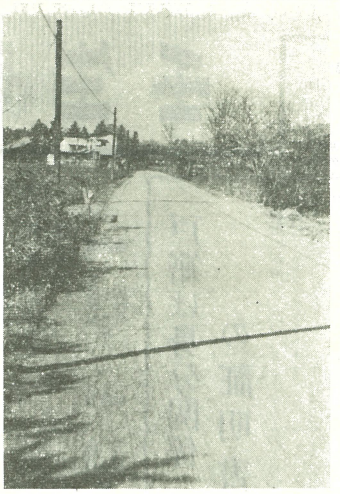

【写真＝舗装になった藤井街道】

これから火災のシーズン

空気の異状乾燥にご注意

例年三、四、五月は、特に空気が乾燥の季節風でもあるので火に対する心構えを喚起するため三月七日から十三日まで全国的に春の火災予防運動を実施します。

期の火の取扱いに慣れて火を軽視しがちの時期でもあるので火災予防の三、大火の防止、四、特殊火災の防止をとりあげています。

今回の重点としては、一、たばこによる火災予防、二、焼死事故の防止、

かいせつ

財産をもらったときの贈与税

贈与税とは個人からもらった場合に、もらった人にかかる税金です。土地や家屋などの名義の変更を受けた場合のほか、土地や家屋または有価証券などを、親が買って子供の名義にした場合でも贈与されたものとして取り扱われますので、この点は特に注意する必要があります。

課税の対象となる金額は、その年の一月から十二月までの一年間にもらった財産の価格の合計額から四十万円を差引いた金額です。

財産をもらった場合は、その年の一月一日現在で二十五才以上の人から、土地や家屋または有価証券などを、親が買って子供の名義にした場合でも贈与されたものとして取り扱われますので、この点は特に注意する必要があります。

課税の対象となる金額は、その年の一年間にもらった財産の価格の合計額から四十万円を差引いた金額です。

その外農業経営者については、昭和三十九年より昭和四十三年までの間に耕作している農地の全部を、農耕に従事している相続人の一人に贈与した場合には、税額の納期延期ができることになり、実質的には減税となります。

譲渡所得税はこうして計算する

土地や家屋などの資産を譲渡して利益が出た場合、この利益を譲渡所得といいます。

ただし、山林の伐採または譲渡による利益は山林所得、営利を目的とする継続的行為による利益は事業所得となり、譲渡所得とはなりません。（税額の計算に当っては、まず譲渡所得金額から十五万円を控除し、その残額を二で割った金額に税率を乗じて税額を計算し、この税額に二を乗じた金額が譲渡所得の税額となります。

これらの特別の内容は非常に複雑ですので、該当のある方は最寄りの税務署におたずね下さい。（申告と納税は三月一日まで）

徳用米の配給制度かわる

昭和四十年一月一日から消費者米価が次のように改訂され、配給制度が改善されました。

◆改訂米価

特選米10kg一、一六五円
普通米10kg一、〇九五円
徳用米10kg九三五円
水稲もち米10kg一、三三五円
陸稲もち米10kg一、二五五円

配給数量は特選米、普通米、徳用米併せて一人一ケ月十キログラムです。

◆徳用米の配給方法

消費者は登録している小売業者が品切れの理由により徳用米を購入することができない場合には購入通帳の配給明細表の備考欄にこの旨の記入押印を受け、その購入通帳により同一市町村内の他の小売販売業者から徳用米の配給を受けることができます。

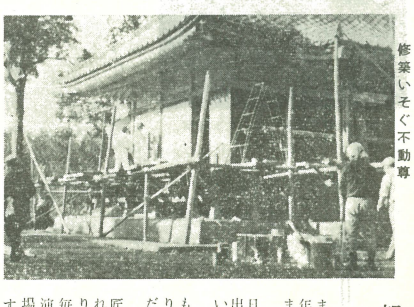

修築いそぐ不動尊

正しい自転車のり方

数多い交通事故のうち、特に目だつのが自動車と自転車の衝突です。

その際被害を受けるのはいつも自転車側ですが、こうした事故の原因者の不注意が第一の原因です。

みなさん！自転車に乗った場合、安全に通行するため、次のことにご注意ください。

○交差点で右折しようとするときは、その前からなるべく左側に寄って進み、交差点の中心から離れた外側を徐行しながら右折してください。

○「一時止まれ」の道路標識が立っていたり、路上に道路標示がしてある場所では、必ず止まって左右の安全を確かめましょう。また踏切を渡ろうとするときも、その手前で必ず止まって安全を確かめてください。

○二列や三列に並んで進むことは原則として禁じられていますし、後方から進んでくる自動車などに接触される危険性がありますから、必らず一列になって進むことがたいせつです。

○交通ひんぱんな道路での二人乗りや、かささしの二人乗りや、かささし運転は絶対やめてください。

○夜間自転車に乗るときは、前方をじゅうぶんに照らすことのできる灯火をつけてください。

○二列や三列に並んで進むことは原則として禁じられていますし、後方からも見える赤色の尾灯か赤色の反射器をつけなければなりません。

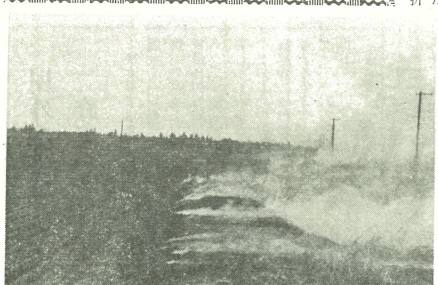

野火やき風景（今井で）

野ねずみを退治しよう

今年は野ねずみの発生が全国的に多いようです。野ねずみによる被害は農作物だけでも六〇〇億円にのぼるといわれ、被害は立毛中の稲や「いもごこ」に目だって大きくなっています。

そこで現在、全県的にこの駆除運動が行われています。

この機会に野ねずみを退治して農作物を被害から守るために壬生町では（役場経済課）全農家に対して「ラテミン」を無償配布して、二月十日全面的に実施しました。

この結果、最良の効果をあげました。

病害虫の駆除で野火焼き

役場では各部落の協力を得て病害虫の越冬場所となりやすい農道や堤防畦畔などの野火焼きを二月初旬の風のない日に行なうことにしました。場所は国谷新田、上長田、五反目全域でした。

部落あげて修理

藤井の馬場

壬生町馬場にある「お不動さま」は、今年三月一日に三十三年目毎のご開帳とお祭りがあります。

そのために二月二十日から三日間馬場部落（約四十五戸）総出で同不動尊の修築や清掃を行いました。

同部落出身の阿久津正造さんも染装関係を寄附してすっかりきれいになり、ご開帳を待つばかりです。

この不動尊は鎌倉初期の名仏匠といわれた運慶の作といわれ、高さ一尺三寸の立像の木彫りのお不動さまで、三十三年目毎のご開帳ということで当日は演芸など盛大に開かれると、馬場の人は大いに張り切っています。

中古の壬生

二、親抱きの松のいわれ

前回の史話で奈良平安両時代の郷土史を概説したが、平安時代の中頃から公家の勢威が没落すると足利尊氏などの下によって天下治安の実力者たる武士の勢力が興隆しその武士の中で源平両氏の勢力争いとなり結局源氏が勝って鎌倉時代となった。

源頼朝が平家追討を終った後、その追討に最も大功のあった義経は兄頼朝に憎まれて昨日の常勝軍も今日は追はれる身の上となり奥州平泉の藤原氏をたよって落人となった。その義経の陰になって働いた金売吉次も同じく追はれる身となって奥州下りの途中稲葉の吉次内で病死した。吉次を慕って来た美女の高尾が稲葉の里で吉次の後世を弔った哀話は、この史蹟の伝説の部で記したことがある。

鎌倉幕府三代の将軍実朝の時、頼朝以来専横をきわめた北条氏中でも執権義時を除かんとして和田義盛がたっておきた所謂和田合戦で、結局戦に破れて鎌倉をのがれた義盛の一子朝比奈三郎義秀が犬飼小林に落ちついて尼乞塚「雨乞い塚」の悲話を生んだこともこの史蹟に書いたことがある。

鎌倉中期の大事件は弘安四年の元寇の役で国運を賭しての戦であったがその仏寺の中心は京都室町にうつり足利氏の世となった。しかし足利氏も元寇による痛手と高時の失政と重なり後醍醐天皇の下に倒幕の挙兵のいたった。

上稲葉の親抱きの松

春の全国火災予防運動（3月7日～3月13日）